

振興基準の改正について（案）

令和 8 年 3 月
中小企業庁

振興基準

- 振興法（受託中小企業振興法）では、経済産業大臣が委託事業者と中小受託事業者のよるべき一般的な基準として「振興基準」を定めることとしている。
※パートナーシップ構築宣言では振興基準の遵守が必須（8万社超が宣言）。業界団体の自主行動計画（34業種・92団体）にも振興基準の遵守が盛り込まれる。
- 振興法は取適法よりも適用対象が広く、製造委託等を行う幅広い取引を対象とする。
- 主務大臣は振興基準に定める事項について、指導・助言を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨することができる。

振興基準のポイント

● 取引条件を改善すること

- 威圧的な交渉をしない
- 合理性や十分な協議を欠く対価決定をしない
- 協議の申出には応じる
- 労務費転嫁指針を遵守する
- 買ったたきをしない
- 型の無償保管要請をしない
- 働き方改革を阻害する取引をしない
- 納品の検査等の方法を予め協議して定める
- 受領日から60日以内に現金で代金を払う
- サプライチェーン全体で支払方法の改善を進める等

● 委託事業者と中小受託事業者の共存共栄を目指すこと

● 発注の改善に努めること

⇒契約条件の明確化、知的財産取引の適正化 等

● 価格交渉・価格転嫁のツールを活用すること

⇒取引適正化ガイドライン、講習会、
価格交渉ハンドブック 等

● 中小受託事業者の連携を進めること

⇒振興事業計画の活用 等

(参考) 振興基準の前回改正内容 (令和7年10月1日公布、令和8年1月1日施行)

1. 振興基準の趣旨・理念の明記

前文で、委託事業者・中小受託事業者双方が適正な利益を得て、直接の取引先から**更に先の取引先も含めた事業者間の協力**や、サプライチェーンの**深い層を含む、サプライチェーン全体で付加価値向上**を目指す旨を明確化。

2. 中小受託事業者の利益保護に繋がるよう、「中小受託取引適正化法」の改正の反映や、取引における留意事項の追記

取適法運用基準に記載の**不適切な取引事例は行わないこと**や、**手形払いの禁止**、サプライチェーン全体での**支払手段の適正化**に努める旨を追記。

また、「**契約後に不当なやり直し・受領拒否が生じないように発注内容を明確化**」「**発注量が予定より合理的理由なく大きな乖離が生じる場合の、発注者からの自主的協議**」を促す旨を規定。

3. 振興事業計画の活用促進

複数の取引段階（例：Tier 1 → 2 → 3）の事業者による振興事業計画が、支援対象に追加されたことを踏まえ、本計画の活用を促す旨を新たに規定。

4. 振興基準を活用しやすく整理（例：「交渉」に関する規定の集約など）

価格交渉、転嫁を求める立場の**中小受託事業者が活用しやすいよう**、交渉、転嫁に関するルールを集約するなど**構成を整理**。中小企業が、本基準を**交渉等で活用すべき旨**も明記。

5. 「下請」等用語の改正

「親事業者」 → 「委託事業者」、 「下請事業者」 → 「中小受託事業者」 等

前回改正からの状況変化

① 知的財産取引の適正化

- 知的財産権等に関する取引において、不利な取引条件を設定される等の問題事例の存在が指摘されており、昨年9月の実態調査では、幅広い業種において様々な問題事例が報告された。
- この現状を踏まえ、6月を目途に知的財産権等の取引適正化に資する新たな指針を策定予定。

② 型の無償保管

- 型の無償保管に係る取適法の勧告は近年増加傾向で、令和7年度で22件。
- 公正取引委員会のQA改訂により、型の無償保管として問題となる「委託事業者が部品等の発注を長期間行わない等の事情があるにもかかわらず、型を無償保管させていた場合」の具体例を列挙。併せて、型の保管費用は、中小受託事業者からの請求の有無にかかわらず、保管期間に応じて支払う必要がある旨も明示。

③ 価格転嫁の現場への浸透

- 価格転嫁の意識を調達現場まで浸透させ、社会全体で価格転嫁の商習慣を定着させることがこれからの大きな課題。
- 労使双方より「調達担当者が価格転嫁を受け入れた際の人事評価」に関する必要が指摘されている。

振興基準の規定：知的財産取引の適正化

第2 10 知的財産の保護及び取引の適正化

- (1) 委託事業者及び中小受託事業者は、「知的財産取引の適正化について」（令和3年3月31日 20210319中庁第6号）を踏まえ、「知的財産取引に関するガイドライン」（以下「知財ガイドライン」という。）に掲げられている「基本的な考え方」に基づき、知的財産権等（知的財産権及び技術上又は営業上の秘密等（ノウハウを含む。）をいう。以下同じ。）に係る取引を行うものとする。その際、知的財産権等の取扱いに係る取引条件の明確化のため、知財ガイドライン附属資料「契約書ひな形」の活用を推奨する。
- (2) 知的財産の保護
 - ① 中小受託事業者は、自らが権利を有する知的財産について、特許権、著作権等の知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努めるものとする。
 - ② 委託事業者及び中小受託事業者は、知的財産権等の取扱いに関し、契約内容を明確化し、書面等により契約を締結するものとする。その際、委託事業者は、中小受託事業者の事業活動に影響を及ぼすことのないよう、迅速に契約を締結するものとする。

〔取扱いを明確にすべき事項〕

 - イ 知的財産権等に係る対価の決定方法
 - ロ 知的財産権等の権利の所在、二次利用、貸与等に係る対価及びその許諾等の手続
 - ハ 秘密保持義務等の期間
- (3) 知的財産権の譲渡等の適正化
委託事業者は、中小受託事業者から著作権の譲渡を受ける場合であっても、著作者人格権は一身専属的な権利であり、中小受託事業者に対し譲渡を求めることはできないことに留意するとともに、十分な協議を行うことなく、著作者人格権の不行使を求めないものとする。

第4 2 対価の決定の方法の改善

- (5) （略）また、委託事業者は、取引対価の決定の際、取引の対象となる物品・役務に係る特許権、著作権等その他知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術等に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮するものとする。

知的財産取引適正化ワーキンググループ

- 中小企業庁・公正取引委員会が共催した令和6年度企業取引研究会の報告書において、知的財産・ノウハウに関する行動規範を示す必要性についても提言がなされた。
- 上記をふまえ、令和7年度に再度開催している企業取引研究会において、知的財産・ノウハウの取引適正化に関する専門的な議論を行うため、同研究会の下で、知的財産取引適正化ワーキンググループ（知財WG）を開催。

構成員

<委員>

泉 克幸	関西大学総合情報学部大学院 総合情報学研究科教授
鮫島 正洋	弁護士法人内田・鮫島法律事務所 代表パートナー・弁護士・弁理士
名倉 啓太	弁護士法人淀屋橋・山上合同弁護士
林 いづみ	桜坂法律事務所 弁護士【座長】
松田世理奈	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー弁護士
松橋 卓司	株式会社メトロール代表取締役

<オブザーバー>

東京都知的財産総合センター、独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）、日弁連知的財産センター、日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本弁理士会

開催実績

第1回（8/4）

知財WGの進め方

知財取引適正化に向けたこれまでの取組

企業取引研究会報告書における御提言と今後の課題

実態調査の実施について

第2回（11/14）

実態調査報告書の充実に向けて

知財WGにおける提言の方向性

第3回（1/13）、第4回（2/27）

知的財産権等に関する実態調査報告書について

知的財産取引適正化ワーキンググループ報告書について

知的財産権等に関する実態調査

- 知的財産権等に関する取引において、知識不足や取引先との力関係を背景として、不利な取引条件を設定される等の問題事例の存在が指摘されている。
- 実際、令和7年9月に実施した知財取引に係る実態調査では、6,973社からの回答の内、件数としては少数だが、製造業に限らない幅広い業種において、**秘密保持契約（NDA）なしでの取引やノウハウ・データの開示強要、無償での知財提供の強要等の様々な問題事例が報告**されている。

問題事例

- **秘密保持契約（NDA）の締結を拒否される**
 - ：NDAの締結を求めたが、取引がなくなる可能性を示唆され、NDAの締結を拒否される
- **ノウハウ・データの開示を強要される**
 - ：工場見学において、製造技術に係るノウハウについて詳細な質問に回答させられる
 - ：契約内容に含まれていないにもかかわらず、設計図面データ等を無償で提供させられる
- **対価を一方向的に設定される**
 - ：取引先が提示する破格な安さの対価で、知的財産権を譲渡させられる
 - ：現状の著作権譲渡の対価設定方法に納得していないが、協議の場を設けてもらえない
- **知的財産の無償譲渡を要求される**
 - ：納品後、プログラムの著作権が取引先に無償で譲渡される内容の契約を締結させられる
- **無償で技術指導させられる**
 - ：無償で自社の製造技術に関する技術指導をさせられる

知財WG報告書

- 実態調査の結果を踏まえ、知的財産権等の取引適正化に資する指針の策定に向け、知財WGにおける議論の結果を取りまとめたもの。3月11日に公表。

知財WG報告書のポイント

- 新たな指針は以下の点を踏まえたものとする。
 - 業種や規模に限定のないあらゆる事業者を対象とすること。
 - ノウハウやデータのように権利化されていないものも対象とすること。
- 新たな指針と既存の指針（知的財産取引に関するガイドライン等）との関係性を整理すること。
- 指針の具体的な内容について
 - 独占禁止法や取適法・フリーランス法に係る規範を示すべき。
 - 知財取引の問題類型ごとに、取引上の問題解決に資する要素・実践例を示すべき。
 - 知的財産権等の対価設定にあたり、多様な選択肢があることを示すべき。
 - 既存の契約書ひな形の引用や、相談窓口・支援体制等の記載を盛り込むべき。



上記を踏まえた知財取引指針を新たに策定

振興基準の規定：型取引の適正化

第4 6 金型、樹脂型、木型等の型又は治具に係る取引条件の改善

- (1) 委託事業者及び中小受託事業者は、「型取引の適正化について」（令和2年1月17日 20200110中第2号）を踏まえ、「型取引の適正化推進協議会報告書」（令和元年12月 型取引の適正化推進協議会）に掲げられている「型取引の基本的な考え方・基本原則について」に基づき、型（金型、樹脂型、木型等の型又は治具をいう。以下同じ。）に係る取引を行うものとする。その際、型に係る取引条件の明確化のため、取決め事項の書面化を進める参考例として示している同通達附属資料「型の取扱いに関する覚書」の活用を推奨する。
- (2) 委託事業者は、取適法運用基準に違反行為事例として掲げられている「型・治具の無償保管要請」を行わないことを徹底する。

(参考) 型取引の適正化推進協議会報告書 (令和元年度)

- 令和元年8月～9月に、「型取引の適正化推進協議会」を開催。型代金の支払方法や、型の廃棄・返却年数の目安等について検討。
- 同協議会での議論を踏まえ、同年12月に「型取引の適正化推進協議会報告書」を公表。

型取引の適正化推進協議会報告書のポイント

- 発注者と受注者双方で事前に協議の上、型の取扱いを決定し、その内容を書面化すること。
 - 遅くとも型の引き渡しまでに一括払い等の方法により型代金を支払うこと。
 - 量産終了後、引き続き受注側事業者に型を保管させる場合は、型の保管に要する費用を支払うこと。
 - 発注者と受注者双方は、補給期間移行後速やかに型の廃棄・保管に関する諸条件を書面等により明確化すること。移行直後に明確化しない場合、遅くとも3年以内に定期的な協議・連絡をすること。
 - 量産終了から一定年数(※)経過した場合には、廃棄を前提にした型の取扱いの協議を行うこと。
- (※) 自動車産業は量産終了後15年 等

型を用いて製品を製造する全ての事業者の皆様方へ(中小企業庁)

型取引の適正化を通じて、サプライチェーン全体の競争力強化を図りませんか。改善策の決め手はこれです！

◇新しい型取引のルールができました。
◇型の製作から廃棄に至るまで、新しい型取引のルールに基づき、取引を行いましょう！

令和元年12月、産官学が参画する「型取引の適正化推進協議会」の報告書をとりまとめ、新しい型取引のルールを策定しました。
また、令和2年1月には、下請中小企業振興法「振興基準」を改正し、報告書で取りまとめた型取引のルールを正式に法令にも位置付けています。

新しい型取引*のルールの全体概要

I. 型取引の類型整理

類型A: 「型のみ」又は「製品と型の双方」を取引対象(請負等)とする取引

類型B: 取引の対象は製品であるもの、型についても、製品に付随する取引として、発注側事業者が型製作相当費の支払いや製作・保管等の事実上の指示を行う取引

類型C: 型そのものは取引対象とならず、かつ、発注側事業者が型に関して、型製作相当費の支払いや製作・保管等の指示を全く行わず、受注側事業者の判断で型管理を行う取引

※ 発注側事業者は、受注側事業者との型を用いた取引について、自らに有利となるよう一方的に、特定の類型の取引として取り決めを行ってはならない。

型取引の3類型の判断方法

```

    graph TD
      Q1[Q: 型の製造の請負など、型を直接の取引対象としているか?] -- Yes --> A[類型A (型のみが取引対象) 発注側]
      Q1 -- No --> Q2[Q: 受発注の対象は製品のみであるものの、発注側事業者が型製作相当費を支払っているか?]
      Q2 -- Yes --> B[類型B (型は付随する取引) 発注側]
      Q2 -- No --> Q3[Q: 型保管等について事実上の指示を行っているか?]
      Q3 -- Yes --> C[類型C (型は所有権は発注側) 受注側]
      Q3 -- No --> C
  
```

II. 類型ごとに実施する型取引の適正化の取り組み

発注側事業者及び受注側事業者は、**類型ごとに整理された型取引の適正化の取組を行うものとする。**
なお、**類型Cの取引**については、**発注側事業者は、受注側事業者に対し、型に対する指示や廃棄に関する制限等を行わないものとする。**

＜＜適正化の取組事項等＞＞

- 事前協議・書面化
- 型代金又は型製作相当費の支払い
- 不要な型の廃棄の推進、型の保管費用の支払い
- 型の廃棄・返却、保管費用に関する「目安」
- 知的財産・ノウハウの保護

III. 「型の取扱いに関する覚書」の活用

類型A、Bの取引に当たっては、型取引の適正化推進協議会報告書附属資料の「**型の取扱いに関する覚書**」を活用し、**新規の型取引及び既存の型取引の見直しに活用するものとする。**

* 金型のみを指すのではなく、木型、樹脂型、治具(型同様の管理を求められるものをいう)などの取引をいう。

型取引の適正化推進協議会報告書 検索 https://www.chucho.met.go.jp/enei/tonhiki/download/katorihiki_houkokuho.pdf

公正取引委員会の取適法QA

- 令和7年5月1日に、公正取引委員会ホームページ「よくある質問コーナー（下請法）」が一部改訂され、Q46（現：Q119）における金型保管に関する記載が拡充。

Q119 当社は、部品の製造を委託している中小受託事業者に、その製造に用いる金型を保管してもらっているが、不当な経済上の利益の提供要請に該当するか。

A 部品等の製造を委託し、その製造に用いる型等（金型、木型、治具、検具、製造設備等をいう。）（※1）を中小受託事業者に保管させている場合において、委託事業者が部品等の発注を長期間行わない等の事情（※2）があるにもかかわらず、保管費用（（略））を支払うことなく中小受託事業者に型等を保管させたときは、不当な経済上の利益の提供要請に該当するおそれがある。中小受託事業者が部品等の発注を長期間行わない等の事情がある型等を保管させる場合には、委託事業者は、中小受託事業者と協議の上、保管期間（型等を用いる部品等の発注が行われていない期間をいう。）中に発生した保管費用を支払わなければならない（※3）。また、型等を廃棄・回収するか、保管を継続するかについても、中小受託事業者と協議をする必要がある。

（※1）（略）

（※2）「委託事業者が部品等の発注を長期間行わない等の事情」は、個別事案ごとに異なるものであるが、これまでの主な違反事例において認められたものは、次のとおりである。

1 部品等の発注を長期間行わない場合

金型等を用いて製造する製品の発注を1年間以上行わないにもかかわらず、中小受託事業者に当該金型等を無償で保管させていた事例

2 中小受託事業者が型等の廃棄や引取り等を希望している場合

中小受託事業者から金型の廃棄や引取り等の希望を伝えられていたにもかかわらず、引き続き、中小受託事業者が当該金型を無償で保管させていた事例

3 委託事業者が次回以降の具体的な発注時期を示せない場合

金型を用いて製造する製品について今後1年間の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、引き続き、中小受託事業者が当該金型を無償で保管させていた事例

4 型等の再使用が想定されていない場合

木型等を用いて製品が製造された後、当該木型等を改めて使用する予定がないにもかかわらず、引き続き、中小受託事業者が当該木型等を無償で保管させていた事例

（※3）保管費用の支払に関する留意点の例は、次のとおりである。

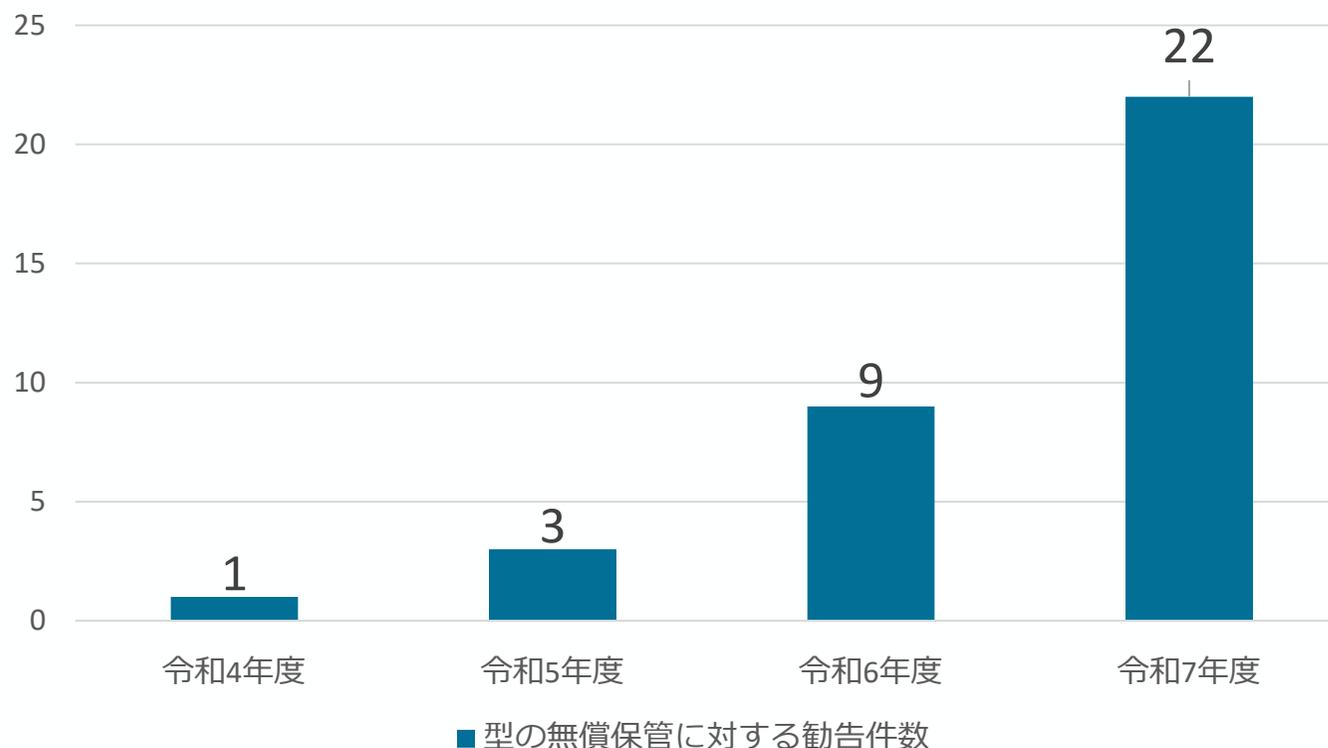
・委託事業者の中には、「中小受託事業者からの請求がなければ保管費用を支払う必要はないと思っていた。」「型等の最終稼働後1年間は無償で保管させてよいと思っていた。」などの認識を示す者がみられるが、**保管費用は中小受託事業者からの請求の有無にかかわらず、保管期間に応じて支払う必要がある。**

・型等の稼働状況を常に把握することが委託事業者及び中小受託事業者にとって過度な負担となる場合には、双方協議の上、年度ごとに保管させている型等を用いる部品等の発注状況を確認し、当該年度における保管期間に応じた保管費用をまとめて支払うことも許容される。

型の無償保管に対する勧告

- 取適法第10条の規定に基づく勧告の内、型の無償保管を理由とする勧告は、令和7年度で22件あり、増加傾向にある。

取適法に基づく勧告件数の推移（型の無償保管）



価格転嫁の意識の現場への浸透

- 価格転嫁に向けた取組を進める中で、価格転嫁の意識を業界隅々まで浸透させることが重要。特に、現場の調達担当者までその浸透が図れるかが鍵。
- 労使双方から、現場担当者の人事評価制度について言及。

日本経済団体連合会・日本商工会議所・経済同友会 要請文抜粋

1. 経営者が先頭に立った取引適正化への取組み強化

- 経営者は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（別添1）に沿った行為を徹底するとともに、**調達部門等の実務者が価格転嫁を受け入れたとしても不利益を被ることのない人事評価制度の整備に努める。**

出典：「パートナーシップ構築宣言」の実効性向上に向けて ～「取適法」施行を契機とし、社会全体での「価格転嫁の商習慣」の定着を～
（令和8年1月15日 日本経済団体連合会・日本商工会議所・経済同友会）より一部抜粋

第6回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議に対する意見書（連合）抜粋

- 目の前のコスト削減を優先するあまり、安全面や法令に抵触しかねない事態も散見される。業界・企業グループ全体で下請法や業種別ガイドラインなどの周知徹底をはかるとともに、**行き過ぎたコスト削減を促進するような人事評価の基準などがあれば適切に見直す必要がある。**

出典：第6回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議「資料6 日本労働組合総連合会提出資料」（令和7年2月21日）より一部抜粋

振興基準改正の方向性（案）

改正内容①：知的財産権等に係る取引の適正化についての記載を拡充

新たな知財取引の指針に基づいて知的財産権等に係る取引を行う旨を示すとともに、問題となり得る事例として掲げられる行為を行わない旨や、知財に係る多様な対価設定方法を参照する旨を追記。

改正内容②：型の無償保管についての具体的な問題行為を記載

「型等の保管に関する望ましくない事例」を明記し、それらを始めとする型等の無償保管要請を行わないことを徹底する旨を規定。

改正内容③：価格転嫁の浸透を後押しする人事評価制度の整備についての記載を追加

「適切な価格転嫁を受け入れた調達部門等の担当者が、正当に評価されるような人事評価制度の整備に努める」旨を新たに規定。

今後のスケジュール

時期	内容
令和8年3月23日	第24回取引問題小委員会
4月中旬	意見公募手続開始
5月中旬	意見公募手続期限
6月頃	改正振興基準の公表

参考

受託中小企業振興法（令和8年1月1日施行）

（振興基準）

第3条 経済産業大臣は、受託中小企業の振興を図るため中小受託事業者及び委託事業者のよるべき一般的な基準(以下「振興基準」という。)を定めなければならない。

- 2 振興基準には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 中小受託事業者の生産性の向上及び製品若しくは情報成果物の品質若しくは性能又は役務の品質の改善に関する事項
 - 二 発注書面の交付その他の方法による委託事業者の発注分野の明確化及び委託事業者の発注方法の改善に関する事項
 - 三 中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化に関する事項
 - 四 対価の決定の方法、納品の検査の方法その他取引条件の改善に関する事項
 - 五 中小受託事業者の連携の推進に関する事項
 - 六 中小受託事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項
 - 七 受託取引に係る紛争の解決の促進に関する事項
 - 八 受託取引の機会の創出の促進その他受託中小企業の振興のため必要な事項

受託中小企業振興法（令和8年1月1日施行）

（指導等）

第4条 **主務大臣は**、受託中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、中小受託事業者又は委託事業者に対し、**振興基準に定める事項について、指導又は助言を行うとともに、適切な具体的措置をとるべきことを勧奨するものとする。**

（主務大臣等）

第28条

1・2 （略）

3 経済産業大臣は、振興基準を定めようとするときは、中小受託事業者及び委託事業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、**中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。**